

平成27年労第130号

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

## 第1 再審査請求の趣旨及び経過

### 1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

### 2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在の会社B（以下「会社」という。）に雇用され、総務担当として郵便物仕分け業務等に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、C医院に受診し「うつ病」と診断されているところ、請求人によれば、平成〇年〇月〇日に発生した業務上の負傷による休職期間中に人事担当者から退職を命じられ、これは断ったものの、平成〇年〇月〇日付けで自動退職扱いになったことなどから精神障害が増悪したという。

請求人は、精神障害を発病・増悪したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に療養補償給付及び休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した精神障害は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、これらの処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

## 第2 再審査請求の理由

（略）

## 第3 原処分庁の意見

(略)

#### 第4 争 点

本件の争点は、請求人に発病した精神障害が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

#### 第5 審査資料

(略)

#### 第6 事実の認定及び判断

##### 1 当審査会の事実の認定

(略)

##### 2 当審査会の判断

(1) 請求人の精神障害の発病の有無及び発病時期について、労働局地方労災医員協議会精神障害専門部会（以下「専門部会」という。）は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「請求人は平成〇年〇月頃に ICD-10 診断ガイドラインの『F32 うつ病エピソード』を発病し、寛解することなく、平成〇年〇月頃に症状が更に増悪したものと判断する」旨を述べている。

請求人は、平成〇年〇月〇日から発病理由が明らかに異なる「うつ病」を発病した旨主張するが、当審査会としても、請求人の療養の経過及び医証等から、専門部会の意見は妥当であり、平成〇年〇月頃に ICD-10 診断ガイドラインの「F32 うつ病エピソード」（以下「本件疾病」という。）を発病し、寛解することなく、平成〇年〇月頃に症状が更に増悪したものと判断する。

(2) ところで、精神障害の業務起因性の判断については、厚生労働省労働基準局長が「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日基発1226第1号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えことから、以下、認定基準に基づき検討する。

(3) 上記の(1)で判断したとおり、請求人は会社に採用される以前に本件疾病を発病している。認定基準によれば、精神障害を発病していた場合であっても、認定基準別表1の「特別な出来事」に該当する出来事があり、その後おおむね6か月以内に対象疾病が自然経過を超えて著しく悪化したと医学的に認められる場合に限り、その「特別な出来事」による心理的負荷が悪化の原因であると推認し、悪化した部分について、労働基準法施行規則別表第1の2第9号に該

当する業務上の疾病として取り扱っているとされている。

(4) そこで、本件疾病の増悪の業務起因性について検討すると、増悪時期である平成〇年〇月頃からおおむね6か月前の期間において、請求人の主張及び本件における資料を改めて精査したところ、当審査会としても、決定書理由第2の2の(2)のイに説示するとおり、「特別な出来事」に該当する出来事は認められず、業務によって本件疾病が自然経過を超えて著しく悪化したとは認められないと判断する。

(5) なお、請求人のその他の主張も子細に検討したが、上記判断を左右するものを見いだすことはできなかった。

3 以上のとおりであるので、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。